

令和7年度釧路市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、釧路市において障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、釧路市の全組織とする。

4 優先調達の対象となる障害者就労施設等

市において優先調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち釧路市内等に所在し、物品の調達が可能な事業所・施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令第1条に基づく以下の企業・事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
（障害者優先調達推進法施行令第1条第2項で定める基準を満たすもの）
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

5 調達にあたっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、釧路市における各種施策（高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、グリーン製品の購入促進、障がい者就労貢献企業認定制度等）との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの調達にあたっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達にあたっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

6 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

7 物品等の調達推進のための具体的方策

前項の目標の達成に向け、福祉部障がい福祉課及び各部局等は次のことに取り組む。

(1) 福祉部障がい福祉課が取り組むこと

ア 庁内の連絡調整

庁内の関係部局で構成された会議等において、調達を推進するための連絡調整を行う。

イ 情報の提供

優先調達の対象となる4の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、情報を収集・更新し、各部局等に対して情報提供を行う。

(2) 各部局等が取り組むこと

ア 随意契約制度の活用

障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、各課が現行制度において可能な契約方法を踏まえて調達することを積極的に検討する。

特に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、発注業務に障害者就労施設で提供可能な品目や役務がある場合には特に障害者就労施設等からの調達を推進する。

イ 外郭団体及び指定管理者等への協力要請

外郭団体（市が補助金等を支出し、かつ市が事務局を担っている団体等）及び市有施設の管理運営を行っている指定管理者等に対して、本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する協力を要請する。

8 調達実績の公表

市は、年度終了後早い時期に物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

9 市が行う契約における障害者の就業を促進するための措置等

障がい者就労貢献企業認定制度の実施により認定を行った企業等への入札上の優遇などを通じて、障がい者雇用や障がい者支援施設等への業務発注機会拡大などの就労支援に努める。

10 本方針の見直し

本方針は、毎年度見直しを行うものとする。